

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本構想検討委員会設置要綱

28 文教教学第 100 号 平成 28 年 4 月 25 日教育長決定

(目的)

第 1 条 文京区立柳町小学校及び柳町こどもの森等の改築について、地域の特性に応じた学校・園・児童館・育成室づくりを進めるため、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1)改築校舎等の施設の整備方針及び必要諸室等についての考え方に関すること。
- (2)工事期間中の仮校舎及び運動場等の対策に関すること。
- (3)その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうち、教育長が任命し、又は委嘱する委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 教育推進部長及び教育推進部学務課長の職にある者
- (2) 柳町小学校 P T A 3 人以内
- (3) 柳町こどもの森 P T A 2 人以内
- (4) 柳町育成室保護者 1 人
- (5) 柳町第二育成室保護者 1 人
- (6) 柳町第三育成室保護者 1 人
- (7) 学校支援地域本部関係者 1 人
- (8) 通学区内町会・自治会関係者 10 人以内
- (9) 礪川青少年健全育成会関係者 1 人
- (10) 柳町小学校校長、副校長の職にある者
- (11) 柳町幼稚園園長の職にある者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から第 2 条に定める事項を報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は、教育推進部長とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、教育推進部学務課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(幹事)

第 6 条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部企画課長、施設管理部施設管理課長（技術）、教育推進部副参事、教育推進部教育指導課長及び教育推進部児童青少年課長の職にある者とする。

(招集)

第 7 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、教育推進部学務課に置く。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。